

議案第 84 号

上美生辺地（他 1 件）に係る総合整備計画変更の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、上美生辺地（他 1 件）に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更するものであります。

令和 8 年 3 月 3 日提出

芽室町長 手 島 旭

説 明

当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るものであります。

総合整備計画書

北海道 芽室町 上美生辺地
(辺地の人口 465人、面積 120.41 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
北海道河西郡芽室町 上美生
- (2) 地域の中心の位置
北海道河西郡芽室町上美生4線36-67
- (3) 辺地度点数
158点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 道 路 (橋りょう) ~ この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。
- ・ 水道事業 (簡易水道) (上美生簡易水道) ~ この地域における浄水の基本拠点かつ飲用水の供給拠点であり、常時適切な管理が必要な施設であるが、施設の経年劣化により更新が必要な箇所が多いため、本計画において更新を行い、必要な飲用水を確保及び適切な配水を維持し、生活環境の安定を図るもの。
- ・ 観光・レクリエーション (新嵐山スカイパーク再整備実施設計委託) ~ 新嵐山スカイパーク一帯は、国民宿舎・キャンプ場・パークゴルフ場・スキー場・展望台と町民憩いの場であり、町内最大の観光スポットである。しかし、近年の旅行者のニーズの変化(団体から少人数、大部屋から個室)に対応できておらず、これらに対応するには大規模な改修が必要になるが、建設から50年が経過し、老朽化も進んでおりこれらの対応は困難となっている。本町では新たな新嵐山スカイパークのランドデザインを策定し、今後新たな拠点施設を整備する。なお、整備箇所が既存施設の位置であるため、拠点施設の整備に先立ち既存施設の解体・撤去等を行うもの。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (橋りょう)	芽室町	5,445	3,264	2,181	2,100
水道事業 (簡易水道) (上美生簡易水道)	芽室町	50,688		50,688	25,300
観光・レクリエーション (新嵐山スカイパーク再整備実施設計委託)	芽室町	20,174		20,174	20,100
合計		76,307	3,264	73,043	47,500

総合整備計画書

北海道 芽室町 上芽室辺地
(辺地の人口 161人、面積 15.59 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
北海道河西郡芽室町 上芽室
- (2) 地域の中心の位置
北海道河西郡芽室町上芽室基線4番地3
- (3) 辺地度数
115点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 個別排水処理事業 (合併浄化槽設置) ~ この地域は公共下水道が整備されていないため、建設時に合併浄化槽を設置し下水処理を行う。今回整備を実施することで住環境を改善し、市街地との格差を是正し、適切な自然環境の維持を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から 令和11年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	芽室町		14,925	546	14,379	6,100
合計			14,925	546	14,379	6,100

上美生辺地（他1件）に係る総合整備計画変更について

1 『辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（以下「辺地法」という。）』

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする法律

2 辺地とは

交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、中心地から5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上かつ駅やバス停、医療機関等からの距離を点数化した辺地度点数が基準点以上の地域

3 辺地に係る総合整備計画の策定

『辺地法』第3条第1項により、議会の議決を経て公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。

4 今回の変更点について

『辺地法』の規定による総合整備計画に基づいて行う事業を対象とする地方債で、以下の事業が対象となる。

上美生辺地

施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (橋りょう)	変更後	5,445	3,264	2,181	2,100
	変更前	4,182	2,460	1,722	1,700

上芽室辺地

施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
個別排水処理事業 (合併浄化槽設置)	変更後	14,925	546	14,379	6,100
	変更前	11,130	401	10,729	4,400